

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR
 大阪オフィス tel 06-6345-3777
 神戸オフィス tel 078-371-5120

残業削減雇用維持奨励金

～ 計画的な残業削減で雇用を維持する事業主に ～

概要

事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、その雇用する労働者や役務の提供を受けている派遣労働者の雇用の安定を図るため、残業時間を削減して雇用の維持を行う事業主の方に助成を行います。

*休業等の実施前に、計画届が必要となりますので、ご注意ください。

支給要件

- ①最近3ヶ月の売上高又は生産量がその直前3カ月間又は前年同期と比較して5%以上減少していること（中小企業においては前期決算等の経常利益が赤字であれば、5%未満の減少でも可）。
- ②判定期間における事業所労働者（事業所の雇用保険被保険者及び事業所に役務の提供を行う派遣労働者）1人1月当たりの残業時間が、比較期間（計画届の提出日の属する賃金締切期間の前月又は前々月から遡った6か月間）の平均と比して1/2以上かつ5時間以上削減されていること。
- ③判定期間の末日における事業所労働者数が、比較期間の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること。
- ④**計画届の提出日から判定期間の末日までの間に事業所労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。）をしていないこと。**

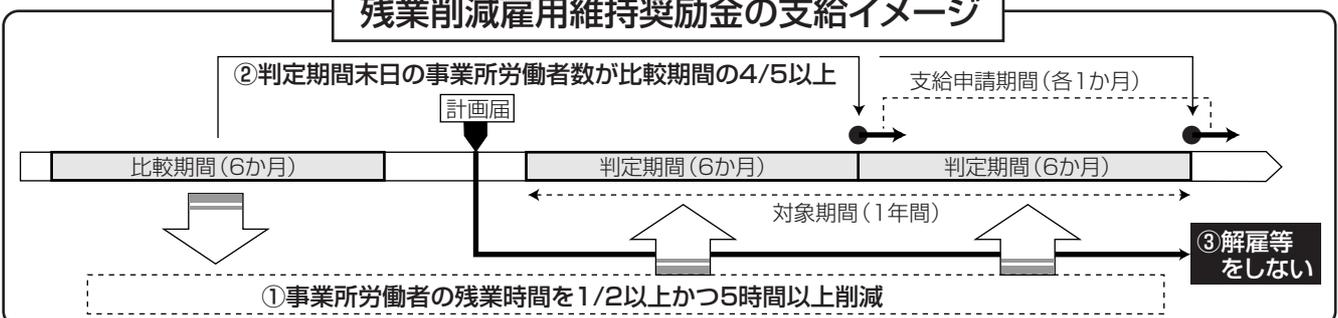
支給額

- イ 対象期間…事業主の指定した日から1年間
- 支給額

	有期契約労働者	派遣労働者
中小企業事業主	15万円(年30万円)	22.5万円(年45万円)
中小企業事業主以外の事業主	10万円(年20万円)	15万円(年30万円)

(注) 上限はそれぞれ100名とし、残業削減計画届の提出日の翌日以降に新たに雇い入れられた人等は対象となりません。

残業削減雇用維持奨励金の支給イメージ



※資料出所 兵庫労働局HP、厚生労働省HP